

琵琶湖森林づくり県民税の概要

目 的

- 滋賀の森林は、琵琶湖の豊かな水を育み、県土を保全して県民の生命や財産を守るなど、極めて重要な公益的機能を有しており、琵琶湖や県民の暮らしと切り離すことができない貴重な財産である。
- 琵琶湖森林づくり条例を踏まえ、琵琶湖と森林の関係を重視しながら、公益的機能の高度発揮に重点を置いた環境重視の森林づくりと、広く県民が森林に対する理解と関心を深め、県民協働による森林づくりを推進するという、新たな視点に立った施策を推進するための必要な費用に充てるため、平成 18 年 4 月に琵琶湖森林づくり県民税を導入した。

特例措置の内容

- 課税方式
県民税均等割の標準税率に一定額を加算する県民税均等割超過課税方式
- 納税義務者
個人：1 月 1 日現在で県内に住所等のある個人
法人：県内に事務所等のある法人等
- 加算額（年額）
個人：800 円（標準税率 1,000 円）
法人：法人県民税均等割額の標準税率の 11%相当額

資本金等の額による区分	標準税率	加算額
下記以外の法人（均等割非課税法人除く）	20,000 円	2,200 円
1 千万円超 1 億円以下	50,000 円	5,500 円
1 億円超 10 億円以下	130,000 円	14,300 円
10 億円超 50 億円以下	540,000 円	59,400 円
50 億円超	800,000 円	88,000 円

適用実績

(単位：千円)

	個人分	法人分	合計
平成18年度	453,349	29,324	482,673
平成19年度	512,062	146,872	658,934
平成20年度	526,905	153,428	680,333
平成21年度	532,109	150,955	683,064
平成22年度	520,124	156,565	676,689
平成23年度	524,214	158,808	683,022
平成24年度	529,999	157,980	687,979
平成25年度	534,963	159,420	694,383
平成26年度	535,987	160,415	696,402
平成27年度	537,695	160,501	698,196
平成28年度	546,048	165,756	711,804
平成29年度	553,608	165,895	719,503
平成30年度	561,108	168,030	729,138
合計	6,868,171	1,933,949	8,802,120

使 途

税の用途を明確にする仕組みとして滋賀県琵琶湖森林づくり基金を設け、次の事業の財源に充当している。

なお、森林環境譲与税の創設等を踏まえ、森林環境譲与税は森林経営管理法の規定に基づき市町が実施する施策の支援・当該施策の円滑な実施に資するために本県が実施する施策に充当し、琵琶湖森林づくり県民税はそれ以外の施策に充当することとしている。

- 環境を重視した森林づくり（琵琶湖と森林との関係を重視し、琵琶湖の水源かん養など森林の公的機能の高度発揮を目指す施策）
 - （１） 陽光差し込む健康な森林づくり事業
 - （２） 次世代の森創生事業
 - （３） 森林を育む間伐材利用促進事業
 - （４） 里山リニューアル事業
- 県民協働による森林づくり（県民が森林について理解と関心を深め、主体的に参画し協働で森林づくりを推進するという新たな仕組みで森林づくりを支えていく施策）
 - （５） 協働の森づくりの啓発事業
 - （６） みんなの森づくり活動支援事業
 - （７） 未来へつなぐ木の良さ体感事業
 - （８） 森林環境学習事業

全国の状況（都道府県）

① 森林環境・水源環境の保全等を目的とした超過課税の実施状況

37団体（北海道、青森県、埼玉県、千葉県、東京都、新潟県、福井県、徳島県、香川県、沖縄県以外）

② 超過税率（超過分）

（1）個人

1,200円	1団体	（宮城県）
1,000円	6団体	（岩手県、山形県、福島県、茨城県、岐阜県、三重県）
800円	3団体	（秋田県、滋賀県、兵庫県）
700円	3団体	（栃木県、群馬県、愛媛県）
600円	1団体	（京都府）
500円	20団体	
400円	1団体	（静岡県）
300円	1団体	（大阪府）
300円	1団体	（神奈川県）
所得割 0.025%		

（2）法人

2,200円～88,000円	1団体	（滋賀県）
2,000円～80,000円	8団体	（岩手県、宮城県、山形県、福島県、茨城県、岐阜県、三重県、兵庫県）
1,000円～80,000円	1団体	（富山県）
1,600円～64,000円	1団体	（秋田県）
1,400円～56,000円	3団体	（栃木県、群馬県、愛媛県）
1,000円～40,000円	19団体	
500円	1団体	（高知県）
法人への超過課税なし	3団体	（神奈川県、京都府、大阪府）

琵琶湖森林づくり県民税の創設・改正の経緯等

琵琶湖森林づくり県民税の創設（平成 18 年度）

1. 「滋賀県の森林・林業のあり方」専門調査会の設置（平成 15 年 4 月）

- 社会経済情勢の変化に伴う県民と森林との関係の希薄化、安価な外材の輸入圧力による木材価格の低下、国産材需要の伸び悩みなど、森林林業を巡る経営環境の変化は、長期にわたる構造的な林業不振を招き、森林所有者の森林経営意欲の低下と管理放棄森林の増加をもたらしていた。
- 一方で、森林は木材など林産物の生産の場としてだけでなく、水源かん養、国土保全、生物多様性の保全、地球温暖化防止、レクリエーションや環境教育の場として、多面的な機能を発揮することが求められるなど、住民の森林に対する要求、期待は多様化していた。
- このような状況にあつて、知事から森林審議会に滋賀県の森林・林業のあり方について諮問され、これに対し専門的かつ広範な分野から意見、提案を行う組織として、森林審議会に専門調査会が設置された。

2. 当時の状況と課題

状況	課題
・ 滋賀県の森林の 92%が民有林であり、その約 6 割が天然林である。	・ 人工林だけでなく天然林の整備方針が必要。
・ 人工林については、主伐期とされている 8 齢級（樹齢 40 年）より前のものが多く、間伐などの手入れが不可欠であるが、手入れが行き届いていない。 ・ 適正に管理されてきた景観的にも優れた美林が存在する一方で、適地適木の原則に外れた成績の悪い人工林もある。	・ 森林の現状を見極め、それぞれの状況に応じた適正な人工林整備方針が必要。
・ 滋賀県の素材生産量は、昭和 56 年をピークに減少を続け、平成 13 年度には 3 割以下となっている。	・ 森林資源の利活用について、資源循環社会や二酸化炭素の固定という視点から早急に取り組む必要。 ・ 森林の持つ公益的機能の発揮のためには継続した森林整備が必要。 ・ 従来の木材生産を中心とした林業、木材産業の振興という視点とは違った森林政策を展開することが必要。
・ 森林の環境保全の機能に対する県民の期待は高い。 ・ 森林整備費用を県民全体で負担することについて県民の 62%が賛成。	・ 環境保全を前面に打ち出した公的な森林整備を実施するためには、都市型住民の理解を得ることと、都市型住民が森林整備に参加できる仕組みの整備が必要。

3. 「滋賀県の森林・林業のあり方について」答申（平成15年11月）

(1) 今後の森林・林業のあり方についての基本的な考え方

① 森林の多面的機能の持続的発揮に重点を置いた森林づくり

- ・ 森林は、木材生産の場だけではなく、琵琶湖の水源かん養や県土保全、二酸化炭素吸収・固定し地球温暖化を防止する機能など様々な機能（多面的機能という。）を有しており、これまでの木材生産を主目的とした林業施策から、森林の多面的機能の持続的発揮に重点を置いた森林・林業施策へと転換していかなければならない。

② 県民全体で支える森林づくり

- ・ これまでは、木材生産を主目的とした林業施策の中で、森林所有者による森林整備が行われてきたが、森林の多面的機能を通して県民は計り知れない恵みを楽しんでいることから、森林は県民全体の大切な財産（公共財）であるとの認識に立ち、森林整備を森林所有者にのみ任せるとはならず、県民全体で守り育てていく必要がある。

(2) 新たな取り組みの方向とその主な内容

① 琵琶湖との関係を重視した滋賀県らしい森林づくり

- ・ 水源かん養機能を重視した多様な森林づくり
- ・ 公的関与による森林整備の推進

② 県民全体で支える森林づくり

- ・ 地域の森林づくりに地域住民や森林所有者等の意見が反映される仕組みづくり
- ・ 県民協働で森林を守り育てる取り組みの推進
- ・ びわ湖水源のもりの日、びわ湖水源のもり運動月間の制定

③ 森林資源を活用した新しい木の文化づくり

- ・ 木質バイオマスエネルギーなど21世紀の新しい木材利用の推進
- ・ 公共事業などでの県産材の活用の推進、情報システムの整備

④ 次代の森林を支える人づくり

- ・ 環境学習の充実
- ・ 担い手としての森林組合の活性化

(3) 新しい提案

① 新たな森林・林業施策の基本的な枠組みを定めた条例の制定

- ・ 今後の県の森林・林業施策の基本的な枠組みの一層の明確化
- ・ 県の実効性ある施策をより確実に推進するとともに、将来に向かって継続的に推進するための法的な担保が必要



琵琶湖森林づくり条例（平成 16 年滋賀県条例第 2 号）の制定

② 県民による新たな費用負担についての検討

- ・ 森林の多面的機能の持続的発揮を図るための新たな施策を展開するためには、安定的な新たな財源が必要
- ・ 県民は、森林から計り知れない恵みを楽しんでおり、森林整備を森林所有者にのみ任せるのではなく、県民による費用負担が必要
- ・ 手法として、「新たな税の創設」、「県民等の募金や寄附」が考えられるが、それぞれの長所を生かした多元的な財源確保策の検討が必要
- ・ 費用負担の検討や具体化に向けては、県民の理解が不可欠



「滋賀県森林づくりの費用負担を考える懇話会」による検討

4. 「滋賀県森林づくりの費用負担を考える懇話会」の提言（平成 16 年 12 月）

- 平成 16 年 4 月に学識経験者や県民の代表 7 名で構成される「森林づくりの費用負担を考える懇話会」を設置し、8 回の会議と県民との意見交換会を大津市と彦根市で開催するなど、幅広い視点から慎重に議論を重ね、提言を取りまとめ。

(1) 費用負担の考え方

- ・ 琵琶湖森林づくり条例の基本理念（※）を踏まえ、滋賀にふさわしい環境重視と県民協働で取り組む森林づくりは、これまでの木材生産を軸とした林業施策の体系には含まれない新たな視点に立った施策であり、その事業効果は広く県民全体に及び公益性が高い施策であることから、その必要

な費用は、森林から多くの恵みを享受している県民全体に新たな負担を求めることが妥当。

- ・ 新たな負担により、県民の森林に対する理解が深まり、積極的に森林づくりに参画しようとする意識の醸成に資する。

※ 琵琶湖森林づくり条例（抄）

（基本理念）

第3条 森林づくりは、森林の多面的機能が持続的に発揮されるよう、長期的な展望に立ち、地域の特性に応じて推進されなければならない。

2 森林づくりは、森林がその多面的機能により広く県民に恵みをもたらしていることに鑑み、県民の主体的な参画により推進されなければならない。

3 森林づくりは、森林所有者、森林組合、県民、事業者および県の適切な役割分担による協働により推進されなければならない。

4 森林づくりは、木材をはじめとする森林資源が再生産可能な資源であることに鑑み、森林資源の環境に配慮した新たな利用その他の県内の森林資源の有効な利用を促進し、適切な森林施業の実施を確保することにより、推進されなければならない。

5 森林づくりは、持続的な森林の整備を図るに当たり、その担い手を将来にわたり確保することの重要性に鑑み、次代を担う青少年をはじめとする県民の森林の多面的機能についての理解を深め、森林づくりを支える人材の育成を図ることにより、推進されなければならない。

(2) 新たな森林づくりの具体的な施策展開と必要な事業費

① 環境を重視した森林づくりのための事業

- ・ 森林の公益的機能が高度に発揮されるよう、環境を重視した森林づくりを推進

② 環境を重視した森林づくりのための事業

- ・ 県民一人ひとりが森林の恵みを再認識し、森林に対する理解と関心を深め、主体的な参画のもと協働による森林づくりの推進

③ 新たな森林づくりに必要な事業費の算定

- ・ 環境を重視した森林づくりのための事業 2.8億円程度
- ・ 県民協働による森林づくりのための事業 3.2億円程度

(3) 費用負担の仕組み

① 費用負担の手法

- ・ 負担金、寄付金および税について検討
- ・ 森林の持つ公益的機能は県民に広く恩恵をもたらしていること、またこれらの恩恵を受けている全ての県民が共同して負担していくべきとの考えから、「税方式」が最適

② 課税の仕組み

- ・ 新税（法定外目的税）および既存税制活用について検討
- ・ 県民に広く負担を求める点で平等、既存税制の活用により仕組みが簡便、徴税コストも安価、低所得者への配慮が可能なことから、「県民税均等割超過課税方式」が最適

③ 透明性の確保と県民の参画

ア 会計処理上の明確化

- ・ 特別会計の設置および基金の活用について検討
- ・ 税収および使途が明確化されること、新たな森林事業を既存の事業と連携して行うことが容易であること、施策全体が同じ一般会計に網羅され通観できるため、県の森林事業全体が分かりやすくなることから、「基金の活用」が適当

イ 事業過程の透明性の確保と県民の参画

- ・ 事業過程の透明性を確保するため、滋賀県森林審議会などが事業効果、施策の方向性、適正な執行等についてチェックすることが大切
- ・ 新たな森林づくりの施策の策定に県民が参画できる仕組みを検討することが必要

④ 税率

- ・ 個人・法人を同額とする方法、個人・法人を同率とする方法、個人と法人の県民税の税収割合（個人：法人＝3：1）を考慮して定率とする方法について検討
- ・ 現行の制度が個人と法人の負担水準に差を設けていることから超過税率の設定についても個人と法人の負担額に差を設けることが合理的であること、法人と個人の負担額に一定の差を設けつつ、同時にその差が極端にならないように赤字法人等への配慮が必要であることなどを考慮すると、「個人と法人の税収割合を考慮して定率とする方法」が妥当

個人と法人の税収割合を考慮して定率とする方法による課税額

区分	標準税率	超過税率	課税額
個人	1,000 円	800 円	469 百万円
法人			
資本等の金額による区分			
50 億円超	800,000 円	88,000 円	149 百万円
10 億円超 50 億円以下	540,000 円	59,400 円	
1 億円超 10 億円以下	130,000 円	14,300 円	
1 千万円超 1 億円以下	50,000 円	5,500 円	
1 千万円以下	20,000 円	2,200 円	
合計			618 百万円

⑤ 税制度の見直し

- 琵琶湖森林づくり条例に基づき定める琵琶湖森林づくり基本計画の戦略プロジェクトが5年間の目標量を定めた計画となっていることを踏まえ、税制度についても、施行後5年を目途として、新たな施策の事業効果や森林を取り巻く状況、財政需要の状況等を見極めた上で、制度の点検・見直しが必要

5. 県民への説明（平成 17 年 1 月～ 4 月）

- 懇話会の提言を受け、県民との意見交換会、経済団体との連絡調整会、県民フォーラム等を実施。
- 主な意見とそれに対する県の説明は以下のとおり。

意見	県の説明
・既存の一般財源で賄うべき。	<ul style="list-style-type: none"> これまでの木材生産を軸とした林業施策の体系には含まれない新たな視点に立った施策のため、新たな負担を求めることが適当と考える。 新たな負担は、県民意識の醸成に繋がるものとする。
・下流域にも負担を求めるべき。	<ul style="list-style-type: none"> 滋賀の森林の恩恵は滋賀県民が一番に受けることから、まずは県民に負担をお願いしたい。 下流については、これからは淀川流域という流域単位で森林整備のあり方を協議していきたい。

意見	県の説明
<ul style="list-style-type: none"> ・これまで森林所有者が森林を放置してきた責任はどうなるのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・林業が成り立たなくなったのは、社会的状況の変化によるものであり、森林所有者の責任とは言えないと考える。 ・森林所有者には、環境のために森林づくりが必要であることを説明し、協力を求めたい。
<ul style="list-style-type: none"> ・税で森林所有者の財産形成を行うことにならないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・木材生産を目的としない部分、環境に特化した部分に充当する。
<ul style="list-style-type: none"> ・税率が他県と比較して高いのではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・滋賀県の森林においてどれだけ事業費が必要なのかということから検討した結果である。
<ul style="list-style-type: none"> ・年6億円の財源で森林整備が進むのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・6億円は、琵琶湖森林づくり基本計画（案）の目標事業量などを踏まえて試算された単年度の事業費である。 ・木材生産を目的とするものは従来施策で取り組み、環境だけを重視する部分は、今回の新たな負担で重点的にやっていきたい。

6. 「琵琶湖森林づくり県民税条例」の制定（平成17年7月）

- 平成17年6月議会に「琵琶湖森林づくり県民税条例案」を上程・可決。
- 代表質問で行った主な答弁は以下のとおり。

質問	答弁
<ul style="list-style-type: none"> ・新税方式を採用した理由如何。 	<ul style="list-style-type: none"> ・新たな森林づくりは、行財政改革を断行する中にあっても緊急かつ継続して推進していくことが求められることから、安定した財源を確保していく必要があるため。
<ul style="list-style-type: none"> ・新税が県民の行動を促すインセンティブに欠ける点について、また県民の理解と関心を得ることについて、どのように考えているのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・今後広く県民参加の下で新しい仕組みによる森林づくりをみんなで進めていくことや新税の使い道を明確にすることなどにより、県民の森林に対する理解と関心が高まることを期待。
<ul style="list-style-type: none"> ・新たな税負担は、県民生活の活力を阻害することも考えられ、慎重の上にも慎重を期すべき。 	<ul style="list-style-type: none"> ・今後、新たな行政課題が生じ、そのために税負担が必要となった場合に、均等割に安易に上乘せするということは、県民の理解が得られないため、慎重な検討・判断が求められるものと考ええる。

琵琶湖森林づくり県民税の見直し検討（平成 22 年度）

1. 琵琶湖森林づくり県民税の使途の基本的な考え方等についての森林審議会意見（平成 21 年 11 月）

○ 森林審議会において、琵琶湖森林づくり基本計画の戦略プロジェクト（5年毎の中期的目標）の見直しと併せて、琵琶湖森林づくり県民税の使途の基本的な考え方についても議論が行われ、琵琶湖森林づくり基本計画見直しの答申に併せて次のとおり付帯意見が出された。

- ① 県民税を活用した事業については、森林審議会では毎年点検・評価を行い、全体として着実な成果を上げつつあるものと判断しており、今後も継続して取り組んでいくことが必要。
- ② 森林・林業を取り巻く社会経済情勢の変化に対応するため、現行税制度の考え方を基本としながら、県民税の使途を見直すことが必要。
- ③ 県民税事業の見直しにあたっては、当初に県民税を導入した哲学を踏まえることが基本であり、単に財源不足を理由に県民税を充当する事業を拡充すべきではない。
- ④ 基本計画戦略プロジェクトの諸施策の推進・進捗を図るうえで、事業拡大を進めるための県民税事業の趣旨に合致した国の補助事業の取込み、地球温暖化防止を一層推進するための森林所有者への支援や県産材の利活用、さらに森林被害防止のためのニホンジカ対策などについて、県民税全体のバランスを考慮するなど取り扱いに注意し、緊急に取り組んでいくことは妥当。
- ⑥ 公的に管理された森林については、原則として県民税を充当することはなじまないが、私有林と併せて一体的に森林整備を進めることが適切な場合などについては、特例的に県民税事業の対象となりうる場合があると考えられる。

2. 「琵琶湖森林づくり県民税条例改正検討会」の報告（平成 22 年 11 月）

○ 平成 22 年 5 月に学識経験者や森林審議会委員など 8 名（うち県職員 2 名）で構成される「琵琶湖森林づくり県民税条例改正検討会」を設置。条例の見直しの必要性について検討を行い、「これからの『琵琶湖森林づくり県民税』について」として報告。

- (1) 森林審議会において、琵琶湖森林づくり事業として新たに実施することが妥当とされた事業（※）に県民税を充当することについて
 - ・ 当事業に県民税を充当することは適当。

- ・ ただし、県民税は目的税的な意味合いの強い税であることから、新たに充当事業を導入する場合は、事業内容を精査し、十分に説明する必要。

※ 琵琶湖森林づくり事業として新たに実施することが妥当とされた事業

- ① 県民税事業の趣旨に合致した国の補助事業の取り込み
- ② 地球温暖化防止を一層推進するための森林所有者への支援や県産材の活用
- ③ 森林被害防止のためのニホンジカ対策

(2) 琵琶湖森林づくり基本計画に係る戦略プロジェクトの見直しに伴う県民税条例第1条（趣旨）の改正の必要性について

- ・ 新たに実施する事業も当条例の趣旨の範囲内と判断されることなどから、第1条を改正する必要はない。

(3) 現行の課税制度改正の必要性について

- ・ 現行方式において県民税の目的や運用に特別な不都合が生じていないこと、現行制度に替えて目的税方式とした場合、コスト面でのデメリットが依然としてあることなどから、現行の課税制度を継続することが適当。

(4) 現行の税率改正の必要性について

- ・ 基金積立の活用により、現行の税率のままだでも、戦略プロジェクト見直し後の事業規模を一定期間維持することが可能であることから、現段階では、現行の税率を継続するのが適当。

(5) 県民税条例の次の見直し検討時期について

- ・ 改正条例の施行後5年を目途に見直しを検討することが適当。
- ・ ただし、当条例の施行状況、社会経済情勢の推移等を勘案し、必要があると認めるときは、適宜見直しを検討することが適当。

3. 琵琶湖森林づくり県民税条例の改正（平成22年12月）

- 検討会の報告を踏まえ、琵琶湖森林づくり県民税を現行制度のまま継続し、次回の見直し時期は5年後を目途とすることとした。
- 条例の見直し時期を規定している付則第6条の改正条例案を平成22年11月議会に上程・可決。

琵琶湖森林づくり県民税の見直し検討（平成 27 年度～平成 28 年度）

1. 琵琶湖森林づくり県民税の使途の基本的な考え方等についての森林審議会意見（平成 27 年 8 月）
 - 森林審議会において、琵琶湖森林づくり基本計画の戦略プロジェクト（5 年毎の中期的目標）の見直しと併せて、琵琶湖森林づくり県民税の使途の基本的な考え方についても議論が行われ、琵琶湖森林づくり基本計画見直しの答申に併せて次のとおり付帯意見が出された。
 - ① 県民税を活用した事業については、森林審議会ですべて毎年点検・評価を行い、全体として着実な成果を上げつつあるものと判断しており、今後も継続して取り組んでいくことが必要。
 - ② 森林・林業を取り巻く社会経済情勢の変化に対応するため、現行税制度の考え方を基本としながら、県民税の使途を見直すことが必要。
 - ③ 県民税事業の見直しにあたっては、当初に県民税を導入した哲学を踏まえることが基本であり、単に財源不足を理由に県民税を充当する事業を拡充すべきではない。
 - ④ 琵琶湖森林づくり基本計画の諸施策の推進・進捗を図るために事業を拡大する際には、県民税事業の趣旨に合致したものとするとともに、県民税事業全体の規模とバランスを考慮するなど取り扱いに注意したうえで、引き続き取り組んでいくことが妥当。
 - ⑤ 県民税の使途について、これまで行われてきた議論を踏まえて、下記の点についても留意。
 - ・ 県民税事業は従来事業と明確に区分することが重要。
 - ・ 収益に直接関わる部分への助成などは避けるべき。
 - ・ 公的に管理された森林には管理するための税がすでに投入されていることから、その整備等に県民税を充当することは望ましくない。
 - ・ 造林公社が管理する森林は、分収林契約による林業経営を目的としていることから、県民税事業の対象にはなじまない。

2. 「琵琶湖森林づくり県民税条例検討会」の意見（平成28年4月）

- 平成27年10月に学識経験者や森林審議会委員など6名で構成される「琵琶湖森林づくり県民税条例検討会」を設置し、条例の見直しの必要性について意見聴取を行った。

(1) 森林審議会での県民税の使途の考え方および平成27年度以降の事業内容等に関する意見

- ・ 創設時の理念に照らして県民税充当事業と一般財源充当事業とをしっかりと区別することが必要。
- ・ 琵琶湖森林づくり事業の効果について県民が実感できるような事業を展開していくことが必要。
- ・ 一般財源で林業振興により自立的に森林づくりが行われるよう支援し、将来的に県民税が縮小する方向へ移行するよう好循環を作っていくことが必要。
- ・ 国の税制改正や「琵琶湖の保全及び再生に関する法律」などの動向に留意し、琵琶湖森林づくり事業との整合性に関して注視していくことが必要。
- ・ 琵琶湖森林づくり事業の認知度を高めるため、効果的な方法の検討と制度の周知を行っていくことが必要。

(2) 現行の課税方式（県民税均等割超過課税方式）に関する意見

- ・ 琵琶湖森林づくり事業については、今後も継続することが必要とされており、その財源を確保するため、他に財源がない限りは、税によることが必要。
- ・ 税による場合は、現行の県民税均等割超過課税方式を継続することは適当。
- ・ 県民税の認知度を高めるため、効果的な方法の検討と制度の周知を行っていくことが必要。

(3) 税率に関する意見

- ・ 基金累計残額の活用により、現行の税率のままだでも、琵琶湖森林づくり事業を一定期間維持することが可能であり、また、種々の状況も考慮し、現段階では、現行の税率を維持することは適当。
- ・ 琵琶湖森林づくり事業について、国の動き等により他の財源が担保されたり、林業振興により自立的に森林づくりが行われたりするようになることで県民税充当額を縮小できる場合等は、税率の引き下げなども考えられる。

- ・ 琵琶湖森林づくり基本計画の最終年度である 2020 年度においては、必要な事業を効果的に遂行する結果として、基金積立の残額は残らないものと見込まれる。

(4) 次回の検討時期に関する意見

- ・ 一定の検討期間の確保を前提に、森林審議会における 2021 年度以降の事業計画の方向性に係る議論と並行して、県民税条例についても検討することが必要。
- ・ 県民税条例の施行状況、社会経済情勢の推移等を勘案し、必要に応じて、その規定について検討を加えることが適当。

3. 琵琶湖森林づくり県民税条例の改正（平成 28 年 10 月）

- 検討会での意見交換を踏まえ、琵琶湖森林づくり県民税を現行制度のまま継続することとした。
- 次回の見直し時期については、森林審議会における次期基本計画の方向性に係る議論と並行して検討するため、4 年後を目途とすることとした。
- 条例の見直し時期を規定している付則第 6 条の改正条例案を平成 28 年 9 月議会上程・可決。

森林環境税・森林環境譲与税の創設等に伴う見直し（平成30年度）

1. 経緯

- 近年、本県における森林を取り巻く環境は大きく変化しており、ニホンジカの食害による表土流出、台風等による風倒木・土砂流出、森林・林業・山村の一体的な振興を目指す「やまの健康」の取組など、琵琶湖森林づくり県民税の導入時には想定していなかった新たな課題が顕在化してきた。
- また、国において、全国的な見地から、森林整備について新たに森林現場や所有者に近い市町村の主体的な役割を明確化し、公的主体による関与を強化する森林経営管理法が制定されるとともに、これを踏まえて市町村が実施する森林整備等に必要な財源として、森林環境税・森林環境譲与税が創設された。
- 本県における森林づくりに係る新たな課題への対応が求められていること、また、森林経営管理法の施行および森林環境譲与税の譲与が令和元年度からとなっていることを踏まえ、琵琶湖森林づくり県民税の使途について見直すとともにこれを明らかにすることとした。

2. 琵琶湖森林づくり県民税条例の改正（平成31年3月）

- 琵琶湖森林づくり県民税条例を以下のとおり改正する条例案を平成31年2月議会に上程・可決。
 - (1) 森林環境譲与税は、森林経営管理法の規定に基づき市町が実施する施策の支援・当該施策の円滑な実施に資するために本県が実施する施策に充当することとし、琵琶湖森林づくり県民税は、それ以外の施策に充当。
 - (2) ニホンジカの食害による表土流出、台風等による風倒木・土砂流出等、新たに顕在化した課題に対応するため、琵琶湖森林づくり県民税の充当事業を拡大。

森林環境税・森林環境譲与税について

概 要

森林環境税（国税）

	内 容
1 納税義務者	国内に住所を有する個人
2 税率	1, 000円
3 賦課徴収等	市町村が当該市町村の個人住民税と併せて賦課徴収し、都道府県を經由して交付税および譲与税配付金特別会計に払込み
4 施行期日	令和6年1月1日

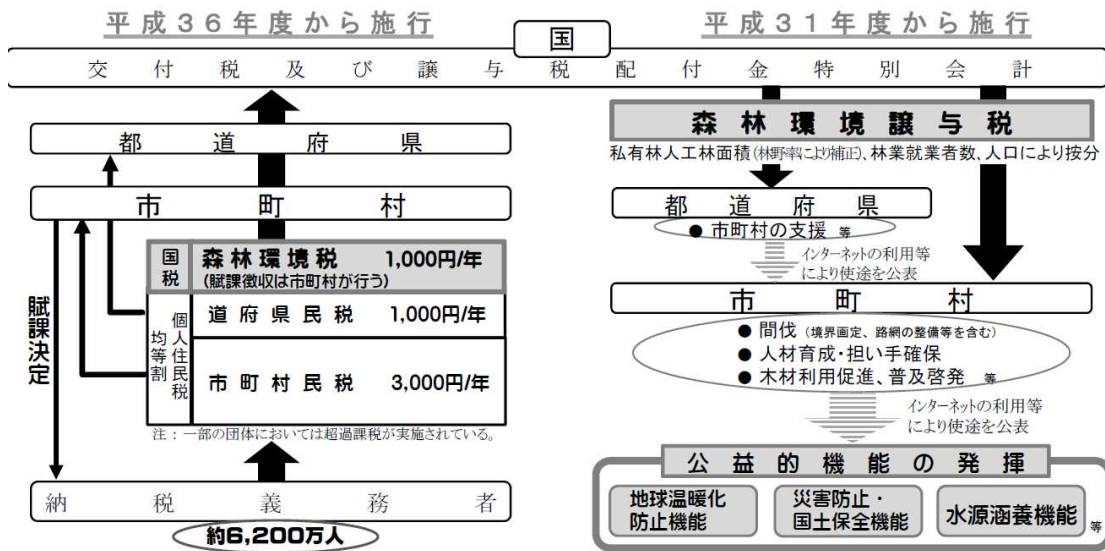
森林環境譲与税

	内 容							
1 譲与先	市町村および都道府県							
2 譲与総額	森林環境税の収入額に相当する額 ※ 令和元年度～5年度までの間は、交付税及び譲与税配付金特別会計の借入金で対応							
3 譲与基準	<p>(1) 市町村 譲与総額の10分の9の額 ※ 令和元年度～6年度までの間は、5分の4の額</p> <table border="1"> <tr> <td rowspan="3">上記の内訳</td> <td>5/10</td> <td>私有林人工林の面積によりあん分 ※ 林野率による補正あり</td> </tr> <tr> <td>2/10</td> <td>林業就業者数によりあん分</td> </tr> <tr> <td>3/10</td> <td>人口によりあん分</td> </tr> </table> <p>(2) 都道府県 譲与総額の10分の1の額 ※ 令和元年度～6年度までの間は、5分の1の額 上記の内訳市町村と同様</p>	上記の内訳	5/10	私有林人工林の面積によりあん分 ※ 林野率による補正あり	2/10	林業就業者数によりあん分	3/10	人口によりあん分
上記の内訳	5/10		私有林人工林の面積によりあん分 ※ 林野率による補正あり					
	2/10		林業就業者数によりあん分					
	3/10	人口によりあん分						
4 譲与時期	毎年度9月および3月							
5 譲与税の用途	<p>(1) 市町村 ア 森林の整備に関する施策 イ 森林の整備を担うべき人材の育成および確保、森林の有する公益的機能に関する普及啓発、木材の利用の促進その他の森林の整備の促進に関する施策</p> <p>(2) 都道府県 ア 当該都道府県の市町村が実施する(1)ア、イに掲げる施策の支援に関する施策 イ 当該都道府県の市町村が実施する(1)アに掲げる施策の円滑な実施に資するための(1)アに掲げる施策 ウ (1)イに掲げる施策</p>							

森林環境税及び森林環境譲与税の制度設計

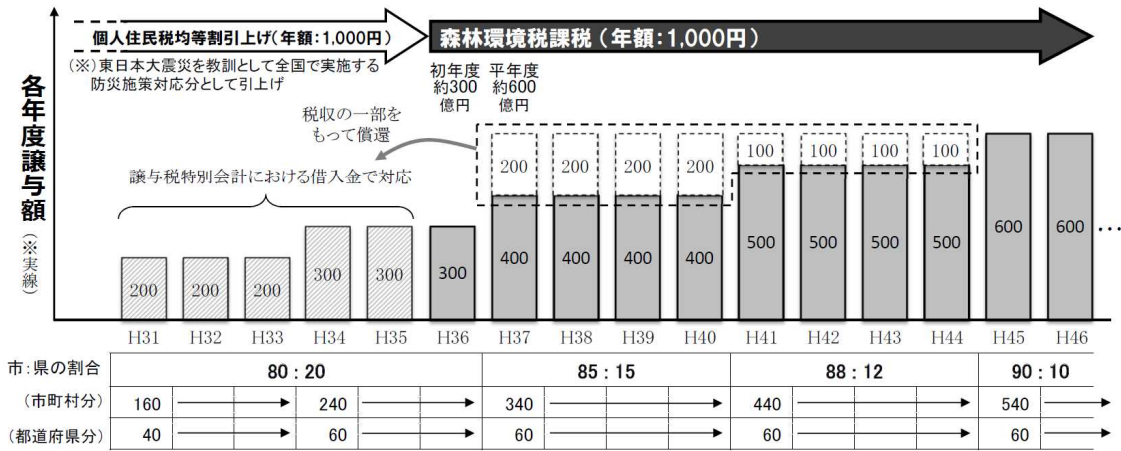
パリ協定の枠組みの下におけるわが国の温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止を図るため、森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保する観点から、森林環境税及び森林環境譲与税を創設する。

【制度イメージ】



森林環境譲与税の譲与額と市町村及び都道府県に対する譲与割合及び譲与基準

- 市町村の体制整備の進捗に伴い、譲与額が徐々に増加するように借入額及び償還額を設定。
- 平成35年度までの間は、暫定的に譲与税特別会計における借入れで対応し、後年度の森林環境税の税収の一部をもって償還。
- 森林整備を実施する市町村の支援等を行う役割に鑑み、都道府県に対して総額の1割を譲与。
(制度創設当初は、市町村の支援等を行う都道府県の役割が大きいと想定されることから、譲与割合を2割とし、段階的に1割に移行。)



【譲与基準】

<p>市町村分</p> <p>都道府県分</p>	<p>50% : 私有林人工林面積 (※以下のとおり林野率による補正)</p> <p>20% : 林業就業者数</p> <p>30% : 人口</p> <p>市町村と同じ基準</p>	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th style="width: 50%;">林野率</th> <th style="width: 50%;">補正の方法</th> </tr> <tr> <td>85%以上の市町村</td> <td>1.5倍に割増し</td> </tr> <tr> <td>75%以上85%未満の市町村</td> <td>1.3倍に割増し</td> </tr> </table>	林野率	補正の方法	85%以上の市町村	1.5倍に割増し	75%以上85%未満の市町村	1.3倍に割増し
林野率	補正の方法							
85%以上の市町村	1.5倍に割増し							
75%以上85%未満の市町村	1.3倍に割増し							

(出典) 総務省

本県への譲与額（試算）

- 森林環境譲与税の本県への譲与額は、平年度ベースで市町分が5億円程度、県分が5,500万円程度となる見込み。

（単位：千円）

	令和元年度 ～令和3年度	令和4年度 令和5年度	令和6年度	令和7年度 ～令和10年度	令和11年度 ～令和14年度	令和15年度～ (平年度)
大津市	25,442	38,163	39,951	57,864	73,899	89,890
彦根市	5,654	8,481	8,878	12,859	16,422	19,976
長浜市	16,040	24,060	25,188	36,481	46,591	56,672
近江八幡市	3,525	5,287	5,535	8,017	10,239	12,454
草津市	5,393	8,089	8,468	12,265	15,664	19,053
守山市	3,017	4,525	4,737	6,861	8,762	10,658
栗東市	4,210	6,315	6,611	9,575	12,229	14,875
甲賀市	23,145	34,718	36,345	52,641	67,229	81,776
野洲市	2,161	3,241	3,393	4,915	6,277	7,635
湖南市	3,699	5,548	5,808	8,413	10,744	13,069
高島市	14,001	21,002	21,986	31,843	40,668	49,468
東近江市	11,537	17,305	18,116	26,239	33,510	40,761
米原市	7,687	11,531	12,071	17,483	22,328	27,160
日野町	3,502	5,253	5,499	7,965	10,172	12,373
竜王町	576	864	904	1,309	1,672	2,034
愛荘町	1,421	2,132	2,232	3,233	4,129	5,022
豊郷町	280	420	440	637	814	990
甲良町	324	486	508	736	940	1,144
多賀町	9,488	14,231	14,898	21,578	27,558	33,521
市町計	141,102	211,651	221,568	320,914	409,847	498,531
県分	35,275	52,914	55,393	56,632	55,888	55,393

全国計	200億円	300億円	314億円	428億円	528億円	628億円
うち市町村分	160億円	240億円	251億円	364億円	465億円	565億円
うち都道府県分	40億円	60億円	63億円	64億円	63億円	63億円
(市・県の割合)	80:20		85:15		88:12	
	90:10					

注1 各市町への譲与額は、令和元年9月譲与分に用いた譲与基準により試算

注2 全国計の譲与税額は「平成30年度 市町村税課税状況等の調」の個人均等割納税義務者数(市町村内に住所を有する個人)により試算

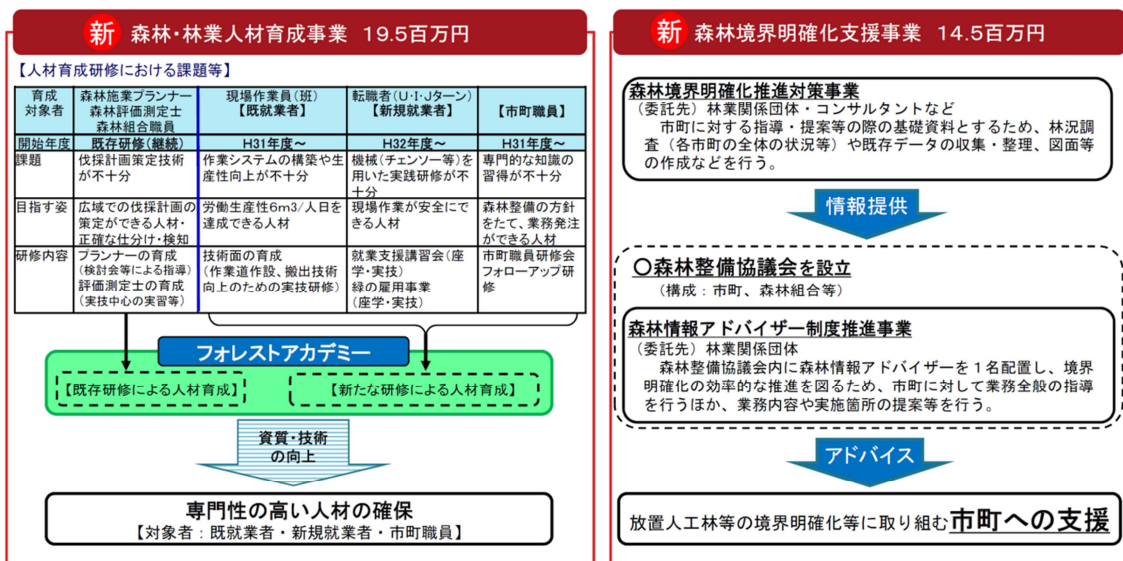
(参考) 各市町の譲与基準

	私有林人工林面積 (ha)	林業就業者 (人)	人口 (人)
大津市	6,893	95	340,973
彦根市	672	12	113,679
長浜市	8,274	44	118,193
近江八幡市	181	5	81,312
草津市	10	4	137,247
守山市	2	0	79,859
栗東市	784	16	66,749
甲賀市	13,110	97	90,901
野洲市	157	2	49,889
湖南市	1,235	5	54,289
高島市	7,329	76	50,025
東近江市	3,724	60	114,180
米原市	4,301	27	38,719
日野町	1,566	18	21,873
竜王町	94	0	12,434
愛荘町	341	5	20,778
豊郷町	0	0	7,422
甲良町	7	1	7,039
多賀町(※)	6,183	44	7,355
滋賀県計	54,863	511	1,412,916

※ 林野率による私有林人工林面積の補正あり(1.5倍)

本県における森林環境譲与税の使途

- 本県では、森林環境譲与税を森林経営管理法の規定に基づき市町が実施する施策の支援等に要する経費に充当することとしている。
- 令和元年度においては、適正な森林管理を一層促進するため、森林従事者等の育成に取り組む森林・林業人材育成事業および森林整備に必要な境界明確化等の推進を図る森林境界明確化支援事業を実施する。



琵琶湖森林づくり県民税と森林環境譲与税の使途の整理について

現在の整理

滋賀の森林を取り巻く環境の変化や森林環境税・森林環境譲与税の創設等を踏まえ、平成31年2月議会における条例改正により、琵琶湖森林づくり県民税と森林環境譲与税の使途について、滋賀県税制審議会における検討までの間の一旦の整理を行った。

1. 整理の方向性

(1) 琵琶湖森林づくり県民税

- 滋賀にふさわしい環境重視と県民協働で取り組む森林づくりを推進するための財源として創設。
- 県独自の超過課税であるため、県独自の施策に充てることが適当。
- 環境重視・県民協働という琵琶湖森林づくり県民税の趣旨・目的に合致することを前提に、国の法改正や新たに顕在化する課題に対応するため使途の見直しを行うべき。
- 使途の重複を避けるため、森林環境譲与税を充当することとした事業については、琵琶湖森林づくり県民税の対象外とすべき。

(2) 森林環境税・森林環境譲与税

- 森林整備について、新たに森林現場や所有者に近い市町村の主体的な役割を明確化し、公的主体による関与を強化する森林経営管理法が制定されることを踏まえ、市町村が実施する森林整備等に必要な財源として創設。
- 創設経緯を踏まえ、法定の制度の財源とすることが適当。

2. 具体的な整理の内容

(1) 琵琶湖森林づくり県民税

- 環境重視と県民協働による森林づくりを推進する施策であって、森林経営管理法に基づく市町村施策の支援等以外のものに充当することとする。
- 具体的な使途については、ニホンジカの食害による表土流出、台風等による風倒木・土砂流出など新たな課題への対応を含め、知事が要綱で定めることとする。

(2) 森林環境税・森林環境譲与税

- 森林経営管理法の規定に基づき市町村が実施する施策の支援等に要する経費に充当することとする。

(参考)

<本県の森林関連施策と財源の推移>

【琵琶湖森林づくり県民税の創設(平成18年)】

背景

- ・ 林業中心の森林政策から、森林の多面的機能が持続的に発揮される、環境を重視した新たな森林づくりへの転換。
- ・ 森林所有者まかせでなく、森林を県民全体の貴重な財産として、県民全体で支える森林づくりの推進。

琵琶湖森林づくり県民税の充当事業

環境重視・県民協働の視点に立った施策

- ・ 県が実施する事業(団体等への支援を含む)
- ・ 市町への支援(広域対策・モデル事業・放置林対策等)

【現在】

現状

- ・ 琵琶湖森林づくり県民税の創設当時から、森林を取り巻く環境の変化により、ニホンジカの食害による表土流出、台風等による風倒木・土砂流出、森林・林業・山村の一体的な振興を目指す「やまの健康」の取組等、当初、琵琶湖森林づくり県民税の充当事業として想定していなかった新たな課題が顕在化。

琵琶湖森林づくり県民税の充当事業

環境重視・県民協働の視点に立った施策

- ・ 県が実施する事業(団体等への支援を含む)
- ・ 市町への支援(広域対策・モデル事業・放置林対策等)

・ 新たに顕在化した課題

【森林経営管理法施行・森林環境譲与税創設後(令和元年度以降)】

対応

- ・ 新たに顕在化した課題に対応するため、琵琶湖森林づくり県民税の充当事業を拡大。
- ・ 一方、令和元年度から、森林経営管理法に基づき市町が中心となって放置林対策を行う仕組みが導入されるとともに、森林整備のための新たな財源である森林環境譲与税の譲与が開始されることから、琵琶湖森林づくり県民税による放置林対策に係る市町への支援を見直し。
- ・ 森林経営管理法に基づく放置林対策は、市町分の森林環境譲与税を活用して市町が実施するとともに、県は、県分の森林環境譲与税を活用して、市町が実施する施策の支援等を行う。

琵琶湖森林づくり県民税の充当事業

環境重視・県民協働の視点に立った施策

- ・ 県が実施する事業(団体等への支援を含む)
- ・ 市町への支援(広域対策・モデル事業等)

・ 市町への支援
(放置林対策等)

・ 新たに顕在化した課題への対応

森林経営管理法に基づく施策

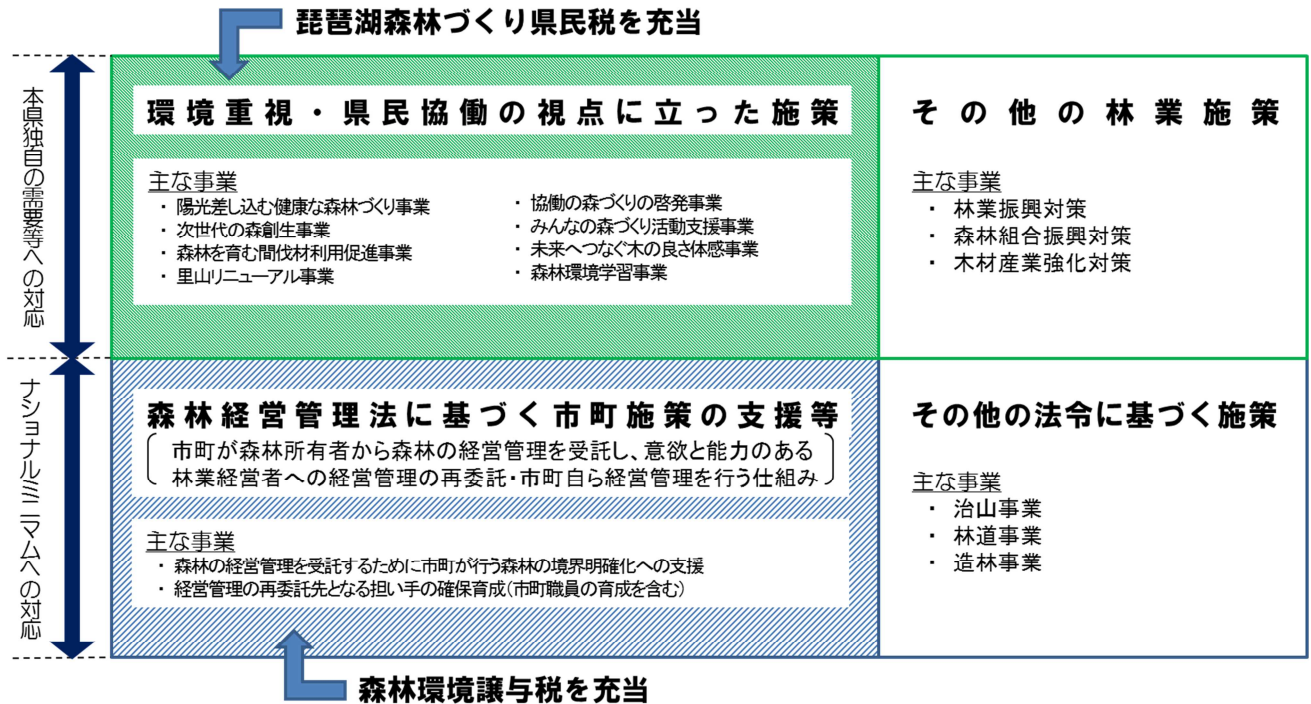
・ 市町への支援等

・ 市町が実施する事業

県分の森林環境譲与税を充当

市町分の森林環境譲与税を充当

＜「琵琶湖森林づくり県民税」と「森林環境譲与税」の使途の明確化のイメージ＞



○琵琶湖森林づくり県民税条例

平成17年7月15日

滋賀県条例第40号

(趣旨)

第1条 この条例は、琵琶湖の水源かん養、県土の保全等全ての県民が享受している森林の有する公益的機能の重要性に鑑み、滋賀の森林を健全な姿で未来に引き継いでいくことが必要であることから、環境重視と県民協働の視点に立ち、その有する公益的機能が高度に発揮されるような森林づくりのための施策に要する経費の財源を確保するため、琵琶湖森林づくり県民税として、県民税の均等割の税率について滋賀県税条例（昭和25年滋賀県条例第55号。以下「県税条例」という。）の特例を設け、これに必要な事項を定めるものとする。

(個人の県民税の均等割の税率の特例)

第2条 個人の県民税の均等割の税率は、県税条例第22条の規定にかかわらず、同条に定める額に800円を加算した額とする。

(法人の県民税の均等割の税率の特例)

第3条 県税条例第29条第1項に規定する法人の県民税の均等割の税率は、同項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる法人の区分に応じ当該各号に定める額に、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、当該各号に定める額を加算した額とする。

- (1) 県税条例第29条第1項第1号に掲げる法人 年額 2,200円
- (2) 県税条例第29条第1項第2号に掲げる法人 年額 5,500円
- (3) 県税条例第29条第1項第3号に掲げる法人 年額 14,300円
- (4) 県税条例第29条第1項第4号に掲げる法人 年額 59,400円
- (5) 県税条例第29条第1項第5号に掲げる法人 年額 88,000円

2 前項の規定の適用がある場合における県税条例第29条第2項の規定の適用については、同項中「前項」とあるのは、「琵琶湖森林づくり県民税条例（平成17年滋賀県条例第40号）第3条第1項」とする。

(使途)

第4条 知事は、琵琶湖森林づくり県民税を、第1条の施策であって、森林経営管理法（平成30年法律第35号）の規定に基づき市町が実施する施策を支援し、および当該施策の円滑な実施に資するために県が実施するもの以外のもの知事が別に定めるものに要する

経費に充てるものとする。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

2～5 省略

(検討)

6 知事は、琵琶湖森林づくり県民税条例の一部を改正する条例（平成28年滋賀県条例第59号）の施行後4年を目途として、この条例の施行状況、社会経済情勢の推移等を勘案し、必要があると認めるときは、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

琵琶湖森林づくり県民税条例第 4 条に規定する知事が別に定めるものを定める要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、琵琶湖森林づくり県民税条例（平成17年滋賀県条例第40号）第 4 条の規定を踏まえ、琵琶湖森林づくり県民税の使途の対象となる施策を定めるものとする。

(使途)

第 2 条 琵琶湖森林づくり県民税条例第 4 条に規定する知事が別に定めるものは、次の各号に掲げる施策とする。

- (1) 適切な森林管理等を行うことで、生物多様性が保たれ、災害に強い健全な森林づくりを目指す施策
- (2) 琵琶湖の保全・再生の視点に立ち、水源涵養等の多面的機能の持続的発揮に向けた、新たな世代の森林づくりを行う施策
- (3) 間伐材を搬出・利用することで地球温暖化防止に貢献する施策
- (4) 荒廃している里山を手入れし、防災・獣害防止機能を高める施策
- (5) 県民の森林づくりへの参加を促し、森林づくりの意義や琵琶湖森林づくり県民税への理解と関心を高める施策
- (6) 地域住民、森林所有者などが協働して取り組む里山の保全や森林資源の利活用により、山村の活性化を推進する施策
- (7) 木のぬくもりや良さを体感する機会を県民に提供することで、県産木材の普及啓発を行う施策
- (8) 木育や森林環境学習を進め、次代の森林を支える人材を育てる施策

付 則

この要綱は、平成31年 4 月 1 日から施行する。